

住民説明会要旨

- 1 説明会 新リサイクル施設の整備に関する住民説明会
- 2 開催日時 令和5年6月25日（日）午前10時から午前11時半まで
- 3 開催場所 マリアージュ
- 4 参加者 22人
- 5 事務局

石川隆明副管理者、佐藤正幸事務局長、菅原彰一関清掃センター所長、
蜂谷敏志大東清掃センター所長、吉田健総務管理課長、
菊池弘総務管理課施設整備係長、石川勝志総務管理課主査、
日下尚也総務管理課主事
一般財団法人日本環境衛生センター4名（以下、日環センター）

6 説明

- (1) 前回までの住民説明会の内容について
- (2) マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画（案）について

7 あいさつ

本日は新処理施設等の整備に関する第9回目の住民説明会になる。組合では現在、焼却施設、最終処分場、そして今回説明させていただきリサイクル施設の3つについて整備を進めている。これまでに焼却施設と最終処分場については、住民説明会を開催してご意見をいただきながら整備基本計画をまとめてきたところである。

本日は主にリサイクル施設についての説明となる。2月の説明会までで弥栄を候補地としている焼却施設と同一敷地内の整備を計画していることを説明したところであるが、今回は施設規模や処理能力などの詳しい内容について、説明をさせていただく。

また、リサイクル施設の整備に併せて、資源のリサイクル方法についても見直しを検討しており、その内容についても説明させていただく。

本日は皆様から忌憚のないご意見をお願いし、よりよい施設計画となるよう進めてまいりたい。

8 説明内容

- (1) 前回までの住民説明会の内容について
配布資料に沿って事務局が説明を行った。
- (2) マテリアルリサイクル推進施設整備基本計画（案）について
配布資料に沿って事務局が説明を行った。

9 質疑応答

参加者 危険有害ごみについて伺う。リチウム電池や乾電池などは袋を別にして出すということか。

事務局 別の袋で出していただくということで分別を見直している。

参加者 電池などを分解する業者はもう選定しているのか。

事務局 具体的な業者の選定はこれからであるが、専門に電池の処理ができる施設を持っている業者をお願いすることになる。

処理についてはそれぞれの品目に合わせて処理業者をお願いするため、一括してどこにということではない。製品プラスチックの業者、スチールやアルミニウムもそれぞれ別な業者、その中の一つとして電池を処理する業者ということになる。業者については、入札などの手続きを経て決定する。

参加者 前回、第8回の住民説明会では意見を書いて後日提出できる用紙が配布された。早いうちからこれを取り入れれば大変良かったと思う。

これまでの住民説明会の状況についてはホームページでかなり詳しく説明されている。提出された意見書についても、ホームページに掲載されているだろうと思って探してみたが探せなかった。提出された意見書についてホームページに掲載されているのか確認したい。

事務局 提出いただいた意見書については、意見等の内容とそれに対する組合の考えをホームページに掲載している。

参加者 紙で出した意見については紙で答えてもらいたい。そういう方法をする事でまた新たな疑問もわいてくる。住民と行政とのキャッチボールにつながると思うので、当該本人には紙で回答していただきたい。また、紙で意見書を出す方法については、ぜひ続けていただきたい。

事務局 前回のように意見提出用紙は準備していないが、パブリックコメントを実施しているため、受付にその用紙を準備している。意見を提出したい方は受付で用紙をお渡ししたいと思っている。前回同様に直接意見をいただける仕組みは作らせていただいている。

参加者 スプレー缶とカセットボンベは、普通の缶と一緒に出しているのか。

事務局 新リサイクル施設では、スプレー缶などについては危険有害ごみとして、普通の缶とは別に出していただきたい。

参加者 ペットボトルの再生比率について、どのくらいのもが再生されて、1kg処理するのにどのくらいかかるのか。10年ほど前に1kg処理するのに500円かかるということだったが今はどのくらいかかるのか。

事務局 基本的には通常のごみであれば、自治体の負担で処理しているが、ペットボト

ルやプラスチック製の容器包装のリサイクルについては企業の負担もある。全体としていくらということ、今この場では数字として把握していない。

参加者 ペットボトルを繊維にするなどの再生率というのは何%くらいなのか。

事務局 ペットボトルに限ったものではないが、プラスチックがどれくらいリサイクルされているかということについては、一般財団法人プラスチック循環利用協会が公表している資料によると、2021年の実績で、素材としてリサイクルされているのは21%というような結果が出ている。

そのほか、6割程度はサーマルリサイクルということでエネルギーとして発電等に使われている。またケミカルリサイクルということでコークスの原料や油化等に使っているのが4%、残りの13%程度はリサイクルされないというような結果が公表されている。

参加者 以前は中国とかフィリピンに輸出していたが、今は輸出をすることはないのか。

日環センター しばらく前は中国がかなり廃プラスチックを原料として受け入れていたが、2015年頃から輸入を一切止めている。一部の国がまだ輸入をしているが、日本から廃プラスチックをリサイクル原料として輸出することが極めて厳しい状況になっている。

国内における資源循環が必要だということで、プラスチック資源循環法を新たに作り、国内でプラスチックの資源循環を進めていこうという流れになっているところである。

参加者 焼却の前段階で人を割いて分別したほうが良い。そうするとごみを出す方の負担も減るのではないかと思う。

事務局 分別のお話をいただいたが、住民の皆さんには様々な意見がある。リサイクルを進めていく上では、きちんと分別をして収集すべきだというご意見の方もいる一方で、地域で高齢化が進んで高齢者だけの世帯が増えてきて、分別をしたいがなかなか難しいという世帯が増えている状況もある。

ごみの減量化を進めていく上では、住民の皆様に3Rとして、リデュース、リユース、リサイクルをお願いしている。そういった意識を強く持っていただくということも必要であるという思いがあり、新しい施設ではそのような学習ができる啓発のエリアも設けながら、地域でのごみ減量化というものを進めていく必要があると考えている。

ごみの分別を施設で人手をかけて行うというのは確かに手法の一つではあると思うが、かなりの量であるため、多くの人手をかけてやることとなり、当然経費

がかかってくる。そういったことも含め、バランスを見ながら考えていく必要があると思っている。

基本的にはごみの減量化や資源化、リサイクルを進めていくという考えの中で、今回の計画を進めさせていただきたいということである。

参加者 今回の新たな分別の仕方について、どのように徹底させていくのか。分別の方法の徹底について、自治会ごとに説明するという考えはあるか。

事務局 今回分別の見直しをするということで、出す区分が変わり、住民の皆様に戸惑いやが生じることもあると思っている。先ほどの説明では10年度末の稼働目標ということであったが、見直しの周知は当然、それより前に行いたいと思っている。

全部の自治会を回るというのは現実的には難しいと思うが、出前講座のように、来て説明をしてほしいというようなお話をいただければ、対応していく必要があると思っている。その他にも、スムーズに区分の変更ができるような取組を考えていきたい。

参加者 今日の説明会の参加人数だが、このくらいということについてどのように考えるか。なぜかと言えば、何を説明して、何を目的とした会であるかが分からなかったのではないか。

私自身が参加した理由は、リサイクル施設ができることによってごみの量が減り、今まで皆で話し合ってきたことについて、考える機会があるのかと思って来たが、リサイクル施設の話で完結している。

話される内容もこの程度であれば、リサイクル施設を進めるというのは難しいのではないかと考えている。

今回の説明会の目的と、関連施設の説明会を計画しているかについて伺いたい。

事務局 最初に本日の参加人数については、2月、11月と行ってきたこれまでの説明会と比べると少ないと感じている。

2月の説明会の際も計画を策定予定であるということで、リサイクル施設について若干説明をさせていただいた。また、計画を策定した後、6月頃に内容について説明をさせていただく予定であることを説明させていただいた。そのため、皆さんへ届いているとは思いますが、関心がどうかという部分については、申し上げるのは難しいと思っている。

今回開催した目的については、新しいリサイクル施設を整備するに当たり、その基本的な考え方や、分別区分が変わるということで、直接住民の皆様に関する

部分があるため、意見をいただきたいというところである。そのため、今回はリサイクル施設に限定した説明会を開催させていただいた。

今後については、計画についてご意見をいただき、マテリアリサイクル推進施設の整備計画を策定することとなる。その後については、計画に沿って準備を進めていくという流れとなっている。

リサイクル施設の整備について、一関、平泉の方どなたでも参加していただける住民説明会については今回が最後と考えている。

参加者 今後、関連施設に関する説明会は。

事務局 最終処分場については、生活環境影響調査を行う予定であり、調査に入る前に地域の皆様、一関、平泉の方どなたでも参加できる説明会をこの会場で行う予定である。

参加者 過去の説明会でも話したが、順番が違う。

プラスチック資源循環法は令和4年4月から施行されている。それを踏まえて、どのくらいの廃棄物がどうなるか、そのうちいくら燃やして、いくら最終処分場に来るかという順番で話をしないといけない。

今回出ている数字が、最終処分場、焼却施設にどう影響するのか。私はすべての施設が関連していると思っている。時間の問題もあったかと思うが、どう考えているのか基本的なところを聞きたい。

事務局 プラスチック資源循環法への対応かと思うが、リサイクル施設の整備基本計画では処理対象ごみ量や施設規模については、新焼却施設の推計を基に区分の見直しによって、古着が燃やすごみから資源ごみに移ることや、製品プラスチックが加わるなどといった影響を加味したうえで、令和10年度の規模を見込んでいる。

ただし、今回の見込みについては令和2年度の推計を基にしているため、今年度、一般廃棄物処理基本計画の改訂に合わせ、処理対象ごみの推計の見直しを行うことにしている。その推計の結果を踏まえ、処理量については見直しの必要性も含めて、改めて検討するとしているので、その施設の処理量、規模については今後、再度確認をするという流れで進めたいと考えている。

参加者 一関市は、資源循環やSDGsを政策の基本方針に据えている。それに対して正直この程度かとがっかりした。国内でも一歩先を行くような分別や資源化になっていかなければならないと思う。

事務局 分別を徹底することによって、リサイクル率などが上がっていくと思うが、逆に住民の皆様の負担が増えるということも考えられる。細分化してもそこまで対応できない、今の分別でも難しい世帯が増えているというのも事実であり、双方

考慮しながら検討してきたところである。

そういったことを踏まえ、説明会の中で皆様から意見をいただきたいというのが説明会の趣旨ということである。

最先端に行くのはいいと思うが、実際問題それに対応できる住民の方々の負担というものも考え合わせながら、進めていきたいと考えている。

参加者 具体的に古着は、どのような形にリサイクルされるのか。

事務局 古着がどのようなものにリサイクルされるかについては、引き取り業者によって違う。古着のままリサイクルする業者もあれば、工業用の端切れ、ウエスとして使うという業者もあるので、どういった業者に引き渡すかによって、利用用途も変わってくる。

参加者 「限定的に生ごみの一部を利用して堆肥化を行う、小規模な堆肥化設備の設置を検討する。」という文章が中途半端で、皆さんの説明を聞いて素晴らしい施設にしようという意気込みが感じられない。

限定的というのはどういう意味か。

事務局 中間処理施設の処理方式の検討の際に、生ごみの堆肥化についても検討を行った。様々な検討を行った結果、最終的には焼却をするという結論になったが、その中で、堆肥化など資源化率の高い処理方法を、啓発的な意味で、付加的に導入できないか検討することになったもの。

基本的には家庭からの生ごみではなく、例えば給食センターなどの生ごみを堆肥化することによって、住民の皆様の意識啓発に繋げていくような設備にしていきたい。

生ごみについては、各家庭で同じように堆肥化に取り組んでいただければ、集めて堆肥化するより経費がかからず、リサイクルが進むものと考えているため、住民の皆様の意識啓発に繋がっていくものになりたいという意味で、限定的ではあるが、小規模な生ごみの堆肥化を検討したという経過である。

参加者 意識啓発というのは待ってはいは広がらない。もし本当にやる気があるのであれば、講師を立てて講座などを開催してはどうか。意識啓発したいというのであれば、協力したい。

参加者 粗大ごみの扱い、持込についてであるが、長さ1 m以内という基準はなぜか。

また、持ち込んでいるのに金を取られるのはどういうことか。

事務局 粗大ごみ処理施設の設備能力があるため、最大寸法に関しては基準を設けており、ご協力いただいているのが現状である。

処理料に関しては、一定の重さを超える場合、料金をいただいているという状

況である。

参加者 副管理者、専門家に伺う。

都市計画事項に指定がないため、ここはいいということかと思うが、都市計画事項であったならば駄目ということではよろしいか。

副管理者 都市計画でどうなっているかということであるが、これまでもお話をしてきた通り、この場所については、指定になっていない場所だということである。

日環センター 都市計画法というものがあり、都市計画に基づき都市の開発を進めていくというものである。それぞれの土地について、用途地域というその用途を定めている。

例えば、皆様お住まいのところの住居専用地域、それから少し郊外に行けば工業地域というような形の定めもある。ここについては、そうした都市計画法の土地利用についての用途地域の定めはない地域になっている。

熱回収施設、マテリアルリサイクル推進施設は、工場立地法の工場に該当する。工場については、住宅専用地域には建設することはできない。工業地域には建設可能である。

こういった都市計画法の用途地域に従って施設を整備することになる。今回の場所は範囲外であるため、施設建設にあたっての規制はないということをお伝えしてきているところである。

参加者 もしそれが、千厩の北ノ沢に都市計画の規制があった場合に可能であるのか。

事務局 千厩地域の北ノ沢については、都市計画法に基づく用途指定の区域にはなっていない。そのため、整備は可能だと考えている。

参加者 大東で言えば高齢化が46%ぐらいであり、これからもっと増えていくと思う。

今、私のうちから20分くらいで清掃センターまでいったものが、弥栄になれば30分かそれ以上になると思う。かなり遠くなるため、途中に集約する場所を検討していただければと思う。

事務局 広範囲に収集しているところであれば中間の施設を置く自治体もあるが、建物を整備すれば管理をする必要があり、周辺に対する影響が生じてはいけないなど、現実的にはかなりハードルが高い。

現在、大東清掃センターは第3日曜日に受け入れており、一関清掃センターは毎週土曜日の午前中に受け入れている状況である。一関と大東で休日の対応も違っているため、新施設稼働までに合わせる必要があると考えている。

直接持ち込みの際の配慮というものを考えながら、運営形態も併せて検討しなければならないと考えている。

参加者 最終処分場については、他の施設を見学していると聞いたが、今回のリサイクル施設に関して、先進のところを視察してきたか、あるいはもし視察されたのであれば、どういった状況で積極的に施設を建築してきたかを聞きたい。

事務局 リサイクル施設については登米市の方で、民間を活用したリサイクルを進めているという状況を視察した。古着の回収なども行っているということで、視察をさせていただいた。

民間で組合を作って、市で収集したものを持ち込み、そこで分別して、リサイクルをするということであったが、元々地元でそういうリサイクルをする組織があったということで、円滑に運営できているということであった。

古着については、濡れてしまうと回収できないということで、出し方など、どういった形で運営していくかということについて、お話を伺ったところである。

リサイクル施設の視察については登米市だけであるが、エネルギー回収型と一体的に処理している自治体もあるため、そうした施設の例なども見ながら、資料として蓄積させていただいたところである。

参加者 ごみ袋を無償で配布し、一定量を超えた人はお金を支払い、余らせた人はお金を受け取れるシステムをやった自治体があるようである。そして、ごみ袋に名前を書くのを徹底させるために、課長さんたちがごみ収集車に乗って、住民の意見を聞いて、住民合意を得て、名前を書くようになったとのことである。参考にさせていただければと思う。

事務局 ごみの出し方については、分別区分も見直しとなるため、どのような形にするか、今いただいたご意見を含め、改めて検討する必要があると考えている。それらについて、早めに検討し、事前に周知をしてご理解をいただきながらスムーズに移行できるよう進めてまいりたい。

10 担当課 総務管理課